

# ＊北海道公報

発行 北海道  
編集 総務部人事局  
法制文書課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント㈱

とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 道 人 事 委 員 会 規 則

目 次 ページ

### 道企業管理規程

○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 1

### 道人事委員会規則

○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

## 道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年5月29日

北海道公営企業管理者 武 内 良 雄

### 北海道企業管理規程第7号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

23 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第24条第3項及び第4項、第24条の4第3項並びに第24条の4第11項及び同条第12項の規定の適用については、第24条第3項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第4項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」」と、第24条の4第3項第1号中「100分の72.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の82.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」と、第24条の4第11項第1号中「100分の86以上100分の145」とあるのは「100分の80以上100分の135」と、「100分の111以上100分の185」とあるのは「100分の99以上100分の165」と、同項第2号中「100分の78.5以上100分の86」とあるのは「100分の73以上100分の80」と、「100分の101以上100分の111」とあるのは「100分の90以上100分の99」と、同項第3号及び第4号中「100分の71」とあるのは「100分の66」と、「100分の91」とあるのは「100分の81」と、第24条の4第12項中「100分の35」

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則

### 北海道人事委員会規則7-1184

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-280）の一部を次のように改正する。附則に次の1項を加える。

4 平成21年6月に支給する勤勉手当に関する第29条の8第1項及び第29条の8の2第1項の規定の適用については、第29条の8第1項第1号中「100分の86以上100分の145」とあるのは「100分の80以上100分の135」と、「100分の111以上100分の185」とあるのは「100分の99以上100分の165」と、同項第2号中「100分の78.5以上100分の86」とあるのは「100分の73以上100分の80」と、「100分の101以上100分の111」とあるのは「100分の90以上100分の99」と、同項第3号及び第4号中「100分の71」とあるのは「100分の66」と、「100分の91」とあるのは「100分の81」と、第29条の8の2第1項中「100分の35」とあるのは「100分の30」と、「100分の45」とあるのは「100分の40」とする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

